

注目！

～早目の対応で不安を解消～

消費税 の申告をしている事業者の方は、 事前の 確認・検討を！！

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。
仕入税額控除を受けるためには、インボイス等の保存が必要です！

ポイント1

仕入先等への事前の確認など！

（※簡易課税制度適用事業者の方は除きます。）

- 継続的な取引の相手先（仕入先等）に対して、個別に
 - ①インボイス発行事業者登録の有無の確認
 - ②インボイスの様式や受領方法の認識共有等
- 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等
- インボイス制度に係る社員研修等の実施



ポイント2

インボイス発行事業者の登録要否の判断！

～インボイス発行事業者の登録を申請するかどうかは事業者の任意です～



登録を受ける場合

- 売上先等がインボイスを必要とするか検討
- 登録を受けた場合と受けない場合についての比較検討

◆ 登録を受ける場合は、早目に登録申請書提出を！ ◆

売上先等への連絡など！

- 継続的な取引の相手先（売上先等）に対して、
 - ①登録番号、②インボイスの様式や交付方法の認識共有等
- 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討
- インボイスの交付方法（電子インボイスの提供等）を検討
- 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等



詳しくは、次ページの「事前準備の基本項目チェックシート」をご活用ください！

インボイス制度への 「事前準備の基本項目チェックシート」

ポイント1

【買手としての準備編】 仕入先等への事前の確認など！

まずは、自社が簡易課税制度を適用するかを検討しましょう

簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイス等の保存は不要ですので以下の項目は検討不要となります。

□ 自社の仕入れ・経費についてインボイス等が必要な取引か 検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイス等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイス等の保存が不要となる特例もあります。

□ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか 確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

□ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか 検討しましょう

- 請求書を、登録番号の有り無しで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

□ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法 を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要な特例や適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。
(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

ポイント2

インボイス発行事業者の

登録要否の判断！

～インボイス発行事業者の登録を申請するかどうかは事業者の任意です～

□ 売上先がインボイスを必要とするか 検討しましょう

- 消費者、免税事業者、簡易課税制度を選択している課税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について 検討しましょう

- 登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。（簡易課税制度を適用することで、事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

◆ 登録を受ける場合は、早目に登録申請書提出を! ◆

登録を受ける
場合

【売手としての準備編】

売上先等への連絡など！

□ 取引ごとにどのような書類を交付しているか 確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

□ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか 検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「一のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

□ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有 しましょう

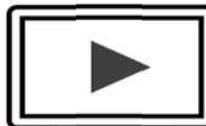
- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

□ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）



動画で学ぼう！



基本から
わかりやすい！



消費税とは？

消費税の基本的なしくみについて解説した動画となっています。

Web-TAX-TV



インボイス制度とは？

インボイス制度の基本を分かりやすく解説した動画となっています。



＼登録を予定されている方へ／

- 令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに申請手続を行う必要があります。登録申請は令和3年10月から受付中！
- 早目の登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

(登録申請から登録・公表までは一定期間を要しますのでご留意ください。)



～登録申請手続関係サイトのご紹介～

(登録申請手続は、e-Taxをご利用ください。)

作成マニュアル

～e-Taxソフト(WEB版)～

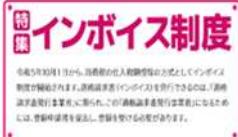


作成マニュアル(個人事業者向け)

～e-Taxソフト(スマート版)～



インボイス制度特設サイト



インボイス制度の説明会



インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、
軽減税率・インボイスコールセンターへ！！



フリー
ダイヤル

0120-205-553(無料)

受付
時間

9:00~17:00
(土日祝除く)